

日本音楽芸術マネジメント学会 『音楽芸術マネジメント』投稿規程

(名称・内容)

- 第1条 日本音楽芸術マネジメント学会(以下「本学会」)が発行する研究雑誌は、『音楽芸術マネジメント』(以下「学会誌」という)と称する。
- 2 学会誌は毎年1回発行する。
 - 3 学会誌は以下の項目より成る。
 - (1) 研究論文(研究の成果の発表)
 - (2) 研究ノート(研究や調査についての報告)
 - (3) 現場レポート(音楽芸術活動の現場からの報告)
 - (4) 書評・紹介(本学会の活動に関連する書籍や資料、行事等の紹介)
 - 4 編集委員会が認めた場合には、前項に掲げられた項目に該当しない記事を掲載することがある。

(投稿資格)

- 第2条 学会誌への投稿者は、日本音楽芸術マネジメント学会会員に限る。ただし、共同研究であって筆頭者以外の執筆者に非会員が含まれている場合はこの限りではない。また、編集委員会が特必要と認めた場合には、非会員の寄稿を受け付けることがある。
- 2 学会誌への投稿は未公開のものに限る。

(手続)

- 第3条 投稿を希望する者は、編集委員会に申し出るものとし、掲載が妥当と認められる申出に対して編集委員会が執筆依頼を行う。
- 2 執筆依頼を受けた者は、指定の期日までに投稿する。
 - 3 編集委員会が委嘱した査読者は、投稿された原稿を査読し、学会誌への掲載の可否等を判定する。
 - 4 判定には、以下の段階を設ける。
 - (1) 採用(学会誌への掲載を認める)
 - (2) 条件付採用(執筆者による修正がなされることを条件として掲載を認める)
 - (3) 再査読(執筆者による加筆、修正を経た原稿を改めて査読して掲載の可否を判定する)
 - (4) 不採用(掲載を認めない)
 - 5 前項までのスケジュール等については、編集委員会が別に定める。

(書式)

- 第4条 原稿の書式等については、編集委員会が別に定める。

(掲載料等)

- 第5条 論文等の掲載者は掲載料等を支払うものとする。
- 2 掲載料等については、編集委員会が別に定める。

(細則)

- 第6条 学会誌の編集、刊行に必要な細則は、編集委員会が別に定める。

(改正)

- 第7条 本規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本規程は平成20年7月22日から施行する。
- 2 本規程は平成22年6月6日から施行する。